

教育委員会会議 定例会

令和6年8月21日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 18 号 令和7年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択
について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

(5) 公立小・中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に
関するガイドラインの策定について

議案第 18 号

「令和7年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について」

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条第6号に基づき、県立学校で使用される教科書の採択をする必要がある。

件名	令和7年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について
経緯	<p>◎公立学校で使用される教科書の採択の権限は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。 (「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号)</p> <p>◎採択の方法については、県立高校(特別支援学校高等部を含む)の場合、各校が生徒の実態などを踏まえ検討し、採択希望をまとめ、県教育委員会が審査し採択を決定する。(特別支援学校小・中学部については、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け、同様の措置をとっている。)</p> <p>○各県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)へは、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うために、校内教科書採択研究委員会の設置、調査研究、教科書制度の概要、教科書採択の基本方針についての指導・助言を行い、高等学校用教科書目録(令和7年度使用)をもとに使用希望教科書の一覧表(使用教科書一覧表)及び教科書選定理由書の作成を求めた。</p> <p>○特別支援学校小・中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け教科用図書採択の適正な実施を図るための指導・助言を行い、各学校に令和7年度使用教科用図書の調査資料の作成を求めた。</p> <p>○各校は校内教科書採択研究委員会での調査及び生徒の実態を踏まえ、教科書の選定を行い、各県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)においては、使用教科書一覧表及び教科書選定理由書、特別支援学校小・中学部においては、調査資料の提出を行った。</p> <p>○各校より提出された使用希望教科書についての一覧表、選定理由書等は、各担当指導主事が確認を行った。</p>
内容	<p>○以上の経緯により提出された使用希望教科書について、令和7年度使用教科用図書としての採択をお願いしたい。</p> <p>(1) 県立高等学校(特別支援学校高等部を含む) 検定済教科書：496種 143,264冊</p> <p>(2) 特別支援学校</p> <p>□小・中学部</p> <p>○検定済教科書(小学部)</p> <p>国語：1種、書写：1種、社会：1種、地図：1種、算数：3種、理科：2種 生活：6種、音楽：2種、図画工作：1種、家庭：2種、保健：2種 英語：4種、道徳：6種</p> <p>○検定済教科書(中学部)</p> <p>国語：1種、書写：1種、社会(地理的分野)：3種 社会(歴史的分野)：3種、社会(公民的分野)：2種、地図：1種 数学：2種、理科：3種、音楽(一般)：2種、音楽(器楽)：2種 美術：2種、保健体育：3種、技術・家庭(技術分野)：2種 技術・家庭(家庭分野)：2種、英語：3種、道徳：5種 文部科学省著作教科書：191種 一般図書：398種</p> <p>□高等部</p> <p>検定済教科書：高等学校用130種 482冊 中学校用2種 96冊 文部科学省著作教科書：なし 一般図書：14種(477冊)</p>
今後の対応	<p>○教科書別の各校の採択状況一覧表および各校から提出された教科書選定理由書は、高校教育課及び山梨県教育委員会ホームページで公開する。(9月20日頃)</p> <p>○採択された教科用図書の需要数は、県内市・私立高等学校分と合わせ、検定教科用図書及び文部科学省著作教科用図書については9月16日までに、一般図書については、9月30日までに文部科学大臣に報告する。(県内市・私立高等学校分を合わせた採択数 539種 293,922冊)</p> <p>(「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条)</p>

件名	公立小・中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドラインの策定について
経緯	<p>○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」施行（H29.2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への多様な学びの場を提供すること <p>○「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知（R1.10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校復帰という結果のみでなく、「社会的自立」を目指す ・別添資料「民間施設ガイドライン」、「指導要録上の出席扱いについて」 <p>○誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」通知（R5.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロに ・行政、学校、地域社会、家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら取組を進めることが必要 <p>○フリースクール等とのネットワーク会議（R6.7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6第1回会議において、本ガイドライン（案）について説明、各市町村（組合）教育委員会担当者、フリースクール代表等から意見を聴取
内容	<p>○公立小・中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドラインの構成は次のとおり</p> <p>I 不登校児童生徒の居場所と出席の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の居場所（「学校内」、「市町村の教育支援センター」、「民間施設（フリースクール等）」、「在宅（自宅においてICT等を活用した学習活動）」）と、それぞれの居場所における出席の取扱いについて提示 <p>II 民間施設に関するガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導要録上の出席扱いとするかどうかについて判断する際に留意すべき点を目安として提示 ・出席扱いの判断をするための望ましい流れとして、学校や教育委員会がすべき内容を整理 ・出席扱いとした際の指導要録への記載例を提示 ・家庭から学校への出席扱いに関する申請書様式、学校や教育委員会が民間施設への視察の際の報告書様式、民間施設と学校との連携様式を提示 ・フリースクール等とのネットワーク会議の意見や質問等を参考に、ガイドライン活用に当たってのQ&Aを整理 <p>III 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の「出席扱い」の考え方等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導要録上「出席扱い」が認められる学習活動の要件及びその際の留意事項を整理 <p>（参考）不登校児童生徒への支援に関する法律や国の通知</p> <p>○周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村（組合）教育委員会、各教育事務所、総合教育センター及び各公立小・中学校に文書で周知するとともに、県教委ホームページに掲載 ・11月の不登校担当者会議において説明